

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、1月3日に、オミクロン株の疑いのある陽性者が確認されたことから、5日には「第6波への対処準備期間」と位置づけ、第6波の感染の波をできる限り低く抑えるための感染防止対策を進めてきたほか、その後の感染者数の急増を受け、8日から、感染警戒レベルを「感染警戒期」に引き上げ、皆様に会食や行動注意に関する要請を行ってきました。

しかしながら、本日公表した陽性者数は、昨日の52名を2倍以上上回る112名となり、過去最多を更新しました。県内全域で感染が急拡大し、本県は、過去最大の危機的状況に直面しているといえます。

そのため、本日から、感染警戒レベルを「感染警戒期～オミクロン株感染拡大 特別警戒期間～」に引き上げ、会食や移動等に係る行動制限について、さらなる要請を行うこととしました。

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年1月12日

愛媛県知事 中村時広

令和4年1月12日変更

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

【期間】 令和4年1月5日（水）から

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

要請内容（新規・1/12～）

【県民の皆さんへの要請】（新規・1/12～）

○ 県内行動

- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛
(1/12～)

法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（変更・1/12～）

【県民の皆さんへの要請】（変更・1/12～）

○ 県外往来

➤ 県外との不要不急の出張・往来自粛（1/12～）

- ・ 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- ・ 県外への出張は、ウェブの活用などで代替
- ・ 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（変更・1/12～）

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

（特措法第24条第9項）

○会食の注意【変更】 ※協力依頼 ⇒ 法要請（1/12～）

① 大人数、長時間を避けて（全県ルール）

（1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし）

※松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市

◇認証店以外は、「4人以下で、概ね2時間以内」※ワクチン2回接種者も含めて対象

◇認証店は、「全県ルール」を適用

※同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

② 感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）

県外往来や、来県者と接触のある方は、参加は極力控えて

※参加する場合は、無料検査所も活用し、陰性を確認した上で参加

③ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状（下痢）など風邪症状のある方は、絶対に出席しない、させない

④ 認証店など、感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、特に換気がしっかりとされているか確認

⑤ 大声を出さない、羽目を外さない ※自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

⑥ 参加者全員の連絡先を一元的に把握

要請内容（継続）

【県民の皆さんへの要請】

○検査の受検（継続・1/5～1/31）

感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受けていただくようお願いいたします。**法要請**（特措法第24条第9項）

【事業者の皆さんへの要請】

○業種別ガイドラインの遵守（継続・11/25～）

法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（継続）

【事業者の皆さんへの要請】

イベント等に係る法要請（特措法第24条第9項）

- 業種別ガイドラインの遵守（継続・11/25～）
- イベント等の開催制限（継続・11/25～）

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 <small>大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント</small>	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 （県が感染防止安全計画を確認）
条件	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する）

✓ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。